

浦添市マンション管理計画認定等に関する事務取扱規程（令和7年告示第81号）新旧対照表

現 行	改正後（案）
浦添市マンション管理計画認定等に関する事務取扱規程 令和7年6月25日 告示第81号 （管理計画の認定基準に係る適合確認） 第3条 法第5条の3第1項の規定による管理計画の認定の申請（以下「認定申請」という。）をしようとする管理組合の管理者等（以下「管理者等」という。）は、当該申請を行う前に、<u>法第5条の4</u>に掲げる基準に適合することについて、法第91条に規定する公益財団法人マンション管理センターの確認を受け、事前確認適合証の交付を受けるものとする。 （認定申請） 第4条 〔略〕 2 認定申請の際には、<u>省令第1条の2第1項</u>に規定する認定申請書（省令別記様式第1号）の正本及び副本に、それぞれ次の各号に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を添えて、市長に提出しなければならない。 (1) <u>省令第1条の2第1項</u>各号に掲げる書類 (2)～(5) 〔略〕 （認定基準） 第5条 市長は<u>認定申請</u>に係る管理計画が、<u>法第5条の4</u>各号に掲	浦添市マンション管理計画認定等に関する事務取扱規程 令和7年6月25日 告示第81号 （管理計画の認定基準に係る適合確認） 第3条 法第5条の13第1項の規定による管理計画の認定の申請（以下「認定申請」という。）をしようとする管理組合の管理者等（以下「管理者等」という。）は、当該申請を行う前に、<u>法第5条の14</u>に掲げる基準に適合することについて、法第91条に規定する公益財団法人マンション管理センターの確認を受け、事前確認適合証の交付を受けるものとする。 （認定申請） 第4条 〔略〕 2 認定申請の際には、<u>省令第1条の8第1項</u>に規定する認定申請書（省令別記様式第1号）の正本及び副本に、それぞれ次の各号に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を添えて、市長に提出しなければならない。 (1) <u>省令第1条の8第1項</u>各号に掲げる書類 (2)～(5) 〔略〕 （認定基準） 第5条 市長は、<u>認定申請</u>に係る管理計画が<u>法第5条の14</u>各号に掲

げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。
なお、同条第4号の規定による浦添市マンション管理適正化推進計画に基づく基準は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) 〔略〕

- 2 市長は、前項の管理計画の認定をしたときは、省令第1条の6に規定する認定通知書（省令別記様式第1号の2）により、認定した管理者等（以下「認定管理者等」という。）に通知しなければならない。

（認定の更新）

第6条 法第5条の6第1項の認定の更新（以下「認定の更新」という。）の申請は、第4条の規定を準用する。この場合において、「省令別記様式第1号」とあるのは、「省令別記様式第1号の3」と読み替えるものとする。

- 2 市長は、前項の申請に係る管理計画の認定を行うときは、省令第1条の8に規定する認定更新通知書（省令別記様式第1号の4）により、認定管理者等に通知しなければならない。

3 〔略〕

（認定内容の変更）

第7条 認定管理者等は、法第5条の7に規定する変更をしようとするときは、省令第1条の10に規定する変更認定申請書（省令別記様式第1号の5）の正本及び副本に、それぞれ添付書類のうち変更に係るものを添えて市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の変更申請に基づき、変更後の管理計画について変

げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。
なお、同条第4号の規定による浦添市マンション管理適正化推進計画に基づく基準は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) 〔略〕

- 2 市長は、前項の管理計画の認定をしたときは、省令第1条の12に規定する認定通知書（省令別記様式第1号の2）により、認定した管理者等（以下「認定管理者等」という。）に通知しなければならない。

（認定の更新）

第6条 法第5条の16第1項の認定の更新（以下「認定の更新」という。）の申請は、第4条の規定を準用する。この場合において、「省令別記様式第1号」とあるのは、「省令別記様式第1号の3」と読み替えるものとする。

- 2 市長は、前項の申請に係る管理計画の認定を行うときは、省令第1条の14に規定する認定更新通知書（省令別記様式第1号の4）により、認定管理者等に通知しなければならない。

3 〔略〕

（認定内容の変更）

第7条 認定管理者等は、法第5条の17に規定する変更をしようとするときは、省令第1条の16に規定する変更認定申請書（省令別記様式第1号の5）の正本及び副本に、それぞれ添付書類のうち変更に係るものを添えて市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の変更申請に基づき、変更後の管理計画について変

更の認定を行うときは、省令第1条の11に規定する変更認定通知書（省令別記様式第1号の6）により認定管理者等に通知しなければならない。

（認定しない旨の通知）

第9条 市長は、認定申請に係る管理計画が法第5条の4の規定に適合しないと認める（法第5条の6第2項又は第5条の7第2項において準用するときを含む。）ときは、管理計画を認定しない旨の通知書（様式第3号）により管理者等に通知するものとする。

（軽微な変更）

第10条 認定管理者等は、省令第1条の9の規定による軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届（様式第4号）の正本及び副本に、それぞれ添付書類のうち変更に係るものを添えて市長に提出するものとする。

（報告の徴収）

第11条 市長は、法第5条の8の規定により管理計画認定マンションの管理の状況について報告を求めるときは、管理状況報告依頼書（様式第5号）により認定管理者等へ通知するものとする。

2 〔略〕

（改善命令）

第12条 市長は、法第5条の9の規定により改善に必要な措置を命ずるときは、改善措置命令書（様式第7号）により認定管理者等に命令するものとする。

更の認定を行うときは、省令第1条の17に規定する変更認定通知書（省令別記様式第1号の6）により認定管理者等に通知しなければならない。

（認定しない旨の通知）

第9条 市長は、認定申請に係る管理計画が法第5条の14の規定に適合しないと認める（法第5条の16第2項又は第5条の17第2項において準用するときを含む。）ときは、管理計画を認定しない旨の通知書（様式第3号）により管理者等に通知するものとする。

（軽微な変更）

第10条 認定管理者等は、省令第1条の15の規定による軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届（様式第4号）の正本及び副本に、それぞれ添付書類のうち変更に係るものを添えて市長に提出するものとする。

（報告の徴収）

第11条 市長は、法第5条の18の規定により管理計画認定マンションの管理の状況について報告を求めるときは、管理状況報告依頼書（様式第5号）により認定管理者等へ通知するものとする。

2 〔略〕

（改善命令）

第12条 市長は、法第5条の19の規定により改善に必要な措置を命ずるときは、改善措置命令書（様式第7号）により認定管理者等に命令するものとする。

2 〔略〕

(管理の取りやめ)

第13条 認定管理者等は、法第5条の10第1項第2号の規定による認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめる旨の申出をしようとするときは、取りやめる旨の申出書（様式第9号）により、市長に申し出るものとする。

(認定の取消し)

第14条 市長は、法第5条の10第1項の規定により認定を取り消したときは、認定取消通知書（様式第10号）により認定管理者等であった者に通知しなければならない。

様式第3号（第9条関係）

〔略〕

様式第4号（第10条関係）

〔略〕

様式第5号（第11条関係）

〔略〕

様式第6号（第11条関係）

〔略〕

様式第7号（第12条関係）

〔略〕

様式第8号（第12条関係）

〔略〕

2 〔略〕

(管理の取りやめ)

第13条 認定管理者等は、法第5条の20第1項第2号の規定による認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめる旨の申出をしようとするときは、取りやめる旨の申出書（様式第9号）により、市長に申し出るものとする。

(認定の取消し)

第14条 市長は、法第5条の20第1項の規定により認定を取り消したときは、認定取消通知書（様式第10号）により認定管理者等であった者に通知しなければならない。

様式第3号（第9条関係）

様式第4号（第10条関係）

様式第5号（第11条関係）

様式第6号（第11条関係）

様式第7号（第12条関係）

様式第8号（第12条関係）

様式第10号（第14条関係）

〔略〕

様式第10号（第14条関係）